

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令について

平成16年4月

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく国際出願に関して電子出願の実施に伴い、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「特例法施行規則」という。）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「国際出願法施行規則」という。）及び工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（以下「現金省令」という。）について必要な整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 特例法施行規則に関する改正

施行規則	改正内容
第2条	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の略称名を追加する。
第5条の2	国際出願に係る代理権の証明を求める手続は、国際出願法施行規則第5条に別途規定されているため、本条は適用しないこととする。
第6条第1項	以下の手続には包括委任状の使用を認めない旨規定する。 <ul style="list-style-type: none">・ 国際出願・ 国際出願に係る手数料の納付・ 国際出願法施行規則第21条第3項の規定による送付の請求
第10条	以下の手続を特定手続に指定 <ul style="list-style-type: none">・ 第5号として「国際出願（外国語による国際出願を除く。）」を追加する。・ 第43号中に「手数料の納付に際しての申出については、国際出願に係る手数料にあっては第5号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る旨を追加する。・ 第48号として「国際出願法施行規則第21条第3項の規定による送付の請求」を追加する。・ 第49号中に国際出願に関する手続を除く旨の規定を追加する。 号ずれの調整を行う。
第11条・第12条	号ずれの調整を行う。
第19条	<ul style="list-style-type: none">・ 国際出願法施行規則第5条の規定により提出すべき代理権を証明する書面等を追加する。・ 国際出願法施行規則第50条の3第2項の規定により提出すべき磁気ディスクの提出を追加する。・ 国際出願法施行規則第21条第4項の規定により提出すべき書面を追加する。・ 国際出願に係る物件の提出に関する様式を規定する。

第 19 条の 2	塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願の特例を追加する。
第 21 条	国際出願においては、条約上、特定手続を行った旨の申出等については不要なため、国際出願に係る手続を除く旨を規定する。
第 23 条	特定処分等について、国際出願に係るものを除くことを規定する。
第 30 条	指定特定手続から国際出願に係る手続を除く旨を規定する。
第 34 条の 2	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 8 条の委任を受けた指定特定手続以外の電子化手続として、国際出願等の手続を追加する。
第 34 条の 5	ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定から国際出願に係る手続を除く旨を規定する。
第 38 条の 2	見込額の予納に係る手続の指定に第 10 条第 5 号に規定する国際出願を加える。
別表	号ずれの調整を行う。

(2) 国際出願法施行規則に関する改正

施行規則	改正内容
第 37 条の 2	国際出願に関する書類の謄本を請求する手続において、電子出願によってファイルに記録された事項を記載した書類の交付を請求できる旨を規定する。
第 68 条	国際予備審査をした者がその国際出願に関する書類の謄本を請求する手続において、電子出願によってファイルに記録された事項を記載した書類の交付を請求できる旨を規定する。
第 80 条	PCT 規則により、電子出願をした場合について、300 スイスフランを国際出願手数料から減額する旨及び配列表を含む場合の手数料の換算方法について規定する。
第 82 条	納付すべき手数料として、第 37 条の 2 及び第 68 条に追加した電子出願によってファイルに記録された事項を記載した書類の交付請求を追加する。

(3) 現金省令に関する改正

施行規則	改正内容
第 2 条	号ずれの調整を行う。

3 . 施行期日

オンラインでの国際出願を可能とするシステムは、その基本部分を WIPO (世界知的所有権機関) が開発した日本語出願ソフトに頼っており、当該ソフトの正常な稼働を確認する十分な期間が必要となるため、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。